



2024年3月7日

報道関係者各位

## 全国社会保険労務士会連合会 「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」 2023年度政策提言・宣言を公表

### 社会保障・人事労務の専門家である社労士の意見を集約

全国社会保険労務士会連合会（会長：大野 実）は、2024年3月6日、労働・社会保障制度及び人事労務の専門家である社労士の視点に基づく提言として、

**2023年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」**を公表した。

当連合会は、『「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現』をコーポレートメッセージに、労働法・社会保障制度及び人事・労務管理の専門家である社労士として、日頃から実務に携わる現場の視点に基づく政策提言を行っている。

提言の取りまとめにあたっては、全国の社労士から広く意見募集を行っており、本年度は新たに11項目の提言を追加し、柔軟な働き方の推進を阻害している法制度や、現場で不公平・非効率な運用を生んでいる法規制の改善提案を中心に、28項目の提言を取りまとめた。また、「働く」ことの価値観や働き方などが多様化するなか、社労士は人的資本経営の専門家であることを宣言している。

当連合会は、労働法・社会保障制度及び人事労務の専門家であり、労使双方の視点を併せ持つ社労士の知見に基づく政策提言を、今後も継続的かつ積極的に発信する。

公表ページ（連合会HP）：<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/891/Default.aspx>

#### 2023年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」特徴的提言

##### Pick Up

##### ① 副業・兼業における労働時間通算による割増賃金支払いの撤廃

副業・兼業をする際に、事業主が異なる事業場において労働する場合も、労働時間を通算して時間外労働に対する割増賃金を支払う必要がある点について、副業・兼業の推進を阻む要因であるとして是正を提言するものである。ただし過重労働防止を目的に労働安全衛生法に定める労働時間の状況の把握ルールの整備は新たに講ずる必要がある。

##### Pick Up

##### ② 出生時育児休業及び子の看護休暇の対象を祖父母に拡大

かつては子育てにおいて祖父母が一定の役割を果たしているケースが多くみられたが、70歳までの就業が当たり前となりつつあるなかで、孫の出生時に祖父母共に就業中であることが多い。子育てにおいて特に父母の負担が大きい孫の出生時や孫の看護が必要などの、祖父母がサポートできるよう、出生時育児休業及び子の看護休暇について、対象を祖父母にも拡大することを提言するものである。

##### Pick Up

##### ③ 特例措置対象事業場における法定労働時間週44時間制の廃止

特定の業種において常時10人未満の労働者を使用する事業場では、法定労働時間の特例として週44時間制が認められているが、昨今の労働時間の短縮化や過重労働の防止への取り組み、また人手確保の観点から本制度を廃止し、すべての事業場において法定労働時間を週40時間制に統一することを提言するものである。

##### Pick Up

##### ④ フリーランス等における労災保険特別加入制度の見直し

労働者災害補償保険の特別加入は、特別加入団体等への加入が要件となっているが、特に職種が多岐にわたるフリーランスの場合、受け皿となる特別加入団体の形成や、同団体への加入自体がハードルとなり加入が進まない恐れがある。今後すべてのフリーランスに適用が広がる動きを見据えて、既存の特別加入団体等の機能に加えて、加入者個人が行政機関にて加入手続きすることが可能となる仕組みの構築を提言するものである。

社会保険労務士総合研究機構

< 本件に関するお問い合わせ先 >

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構

E-Mail：[souken@shakaihokenroumushi.jp](mailto:souken@shakaihokenroumushi.jp) URL：<https://www.shakaihokenroumushi.jp>